

第33期決算公告

令和2年6月26日

香川県高松市屋島西町2109番地8

株式会社四国総合研究所
代表取締役社長 松本 真治

貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 1,276,092 | 流動負債 | 620,699 |
| 現金及び預金 | 64,771 | 買掛金 | 327,608 |
| 受取手形 | 111 | 未払金 | 45,545 |
| 売掛金 | 614,294 | 未払費用 | 38,771 |
| 商品 | 36,571 | 未払法人税等 | 115 |
| 仕掛品 | 17,738 | 未払事業所税 | 9,618 |
| 貯蔵品 | 13,671 | 未払消費税等 | 86,928 |
| 前払金 | 346 | 前受金 | 11,952 |
| 前払費用 | 1,030 | 預り金 | 6,578 |
| 預け金 | 503,971 | 賞与引当金 | 93,580 |
| その他 | 23,644 | | |
| 貸倒引当金 | △ 58 | | |
| 固定資産 | 337,316 | 固定負債 | 152,604 |
| 有形固定資産 | 207,539 | 退職給付引当金 | 152,280 |
| 建物 | 21,360 | その他 | 324 |
| 構築物 | 7,616 | | |
| 機械及び装置 | 88,418 | | |
| 車両運搬具 | 0 | | |
| 工具、器具及び備品 | 90,143 | 負債合計 | 773,304 |
| 無形固定資産 | 2,675 | (純資産の部) | |
| 商標権 | 483 | 株主資本 | 840,104 |
| 電話加入権 | 2,192 | 資本金 | 100,000 |
| 投資その他の資産 | 127,101 | 利益剰余金 | 740,104 |
| 投資有価証券 | 9,000 | 利益準備金 | 25,000 |
| 長期前払費用 | 4,221 | その他利益剰余金 | 715,104 |
| 繰延税金資産 | 111,548 | 繰越利益剰余金 | 715,104 |
| その他 | 2,331 | | |
| | | 純資産合計 | 840,104 |
| 資産合計 | 1,613,408 | 負債及び純資産合計 | 1,613,408 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

注記事項

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券
時価のないもの ----- 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商 品 ----- 移動平均法による原価法
米エキス製品は個別法による原価法

ロ. 仕 掛 品 ----- 個別法による原価法

ハ. 貯 蔵 品 ----- 移動平均法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定する。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産 ----- 定率法

(2) 無 形 固 定 資 産 ----- 定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金 ----- 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞 与 引 当 金 ----- 従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上している。

(3) 退 職 給 付 引 当 金 ----- 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上している。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法 ----- 税抜方式によっている。

(2) 連結納税制度の適用 ----- 当社は親会社である四国電力(株)を連結親法人とした連結納税制度を適用している。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 令和2年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

II. 当期純損益

当期純利益 35,514千円